

麻薬及び向精神薬取締法

第五十条の三十三（事故等の届出）

麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 麻薬等原料営業者は、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められるときは、速やかにその旨及び厚生労働省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

疑わしい取引の具体例

第1 取引相手に着目した事例

- ① 事業経歴に関する情報が全くない又はほとんどない顧客
- ② 名刺の提示等により会社、個人名を申し出るものの、住所、連絡先、業務内容等が曖昧で信頼性に乏しい顧客
- ③ 複数の会社、個人を介した取引であることを申し出るものの、本来の業務内容を十分把握しておらず、依頼人に関する情報や購入目的が曖昧な顧客
- ④ 不自然な貿易関係の会社を名乗り、取引を申し出る外国人又は日本人顧客
- ⑤ 海外へ輸出することを強調し、単なる仲介者であることを申し出る外国人又は日本人顧客
- ⑥ 通常の見積りに必要な書面の提出を拒む顧客
- ⑦ 質問に対する返答が曖昧で、麻薬等原料の取り扱いや事業の基本的知識に欠ける顧客
- ⑧ 不審な点が多いことを理由に事業者側から取引を拒否、又は、商談の途中で不自然に取引の中止を申し出た顧客

第2 取引内容に着目した事例

- ① 新規の見積りで、大量の注文(トン単位)がある場合
- ② 現金取引など、一般企業としての手続きを経ないような支払い方法で見積りを申し出る場合
- ③ 企業、個人の業種からみて、使用用途が逸脱していることが懸念される場合
- ④ 使用用途と比較し、注文する量が著しく多いと判断される場合

第3 搬送等に着目した事例

- ① 大量の注文であっても、ドラム缶(200L)単位ではなく、小分け(20L単位)した状態での搬送を要求する場合
- ② 搬送先が稼働していない会社の倉庫や個人宅の庭先等であり、取引会社との関連性が不明な場合
- ③ 搬送の手段や搬送先を度々変更する場合
- ④ 通常とは異なる表示や荷造りを要求する場合